

議案第101号

琴浦町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町企業版ふるさと納税地方創生基金条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、企業版ふるさと納税を活用して地方創生事業の推進を図るため、琴浦町企業版ふるさと納税地方創生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。